

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(平成22年3月31日現在)

区分		等級						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害		274	327	61	87	97	110	956
聴覚平衡機能障害		45	158	97	136	5	261	702
音声・言語・そしゃく機能障害		6	14	56	45	-	-	121
肢体不自由		1,786	735	721	442	413	164	4,261
内部障害	心臓	704	14	431	352	-	-	1,501
	じん臓	393	-	20	7	-	-	420
	呼吸器	42	5	69	39	-	-	155
	ぼうこう・直腸	2	1	9	220	-	-	232
	小腸	1	-	2	1	-	-	4
	免疫	4	2	-	-	-	-	6
	小計	1,146	22	531	619	-	-	2,318
合計		3,257	1,256	1,466	1,329	515	535	8,358

※ 等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		17	18	19	20	21
視覚障害		1,058	1,029	1,014	979	956
聴覚平衡機能障害		640	657	672	698	702
音声・言語・そしゃく機能障害		116	120	121	123	121
肢体不自由		3,810	3,950	3,998	4,108	4,261
内部障害	心臓	1,169	1,256	1,364	1,432	1,501
	じん臓	346	360	379	398	420
	呼吸器	154	153	161	161	155
	ぼうこう・直腸	188	198	216	227	232
	小腸	4	5	5	5	4
	免疫	2	3	3	4	6
	小計	1,863	1,975	2,128	2,227	2,318
合計		7,487	7,731	7,933	8,135	8,358

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

<実績>

(各年度末現在)

年度	17	18	19	20	21
区分					
A（最重度・重度）	493	515	520	527	552
B（中度・軽度）	387	410	423	453	489
計	880	925	943	980	1,041

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
19	1 級	39	45	84
	2 級	211	183	394
	3 級	69	64	133
	計	319	292	611
20	1 級	47	46	93
	2 級	233	204	437
	3 級	85	55	140
	計	365	305	670
21	1 級	50	43	93
	2 級	247	217	464
	3 級	86	54	140
	計	383	314	697

② 精神障害者在院患者数

(各年度末現在)

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161

(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引											日常生活の援助							
	タクシー 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成	
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除											
障 害 の 種 別 等 級																			
視 覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
音 声 言 語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
内 部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△	△	
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
知 的 障 害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	△	△		
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○		△	△			
精 神	1		△					△	△	○		○	○			△	△		
	2		△					△		○		○	○			△	△		
	3		△					△		○		○	○			△	△		

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税 金			手 当 等						医 療							
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度	
															更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1			○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田社会保険事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△		
	2			○		△		△	△	△		△	△			△		△	△	△
	3				○	△		△	△	△		△	△			△		△	△	△
	4				○	△										△		△		
	5				○											△		△		
	6				○											△		△		
聴覚・ 平衡	2		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	3		△		○	△		△		△			△	△		△		△	△	△
	4		△		○								△	△		△		△		
	5				○								△	△		△		△		
	6				○								△	△		△		△		
音 言語	3		△		○	△		△		△			△	△		△		△	△	△
	4		△		○								△	△		△		△		△
肢 体 不 自 由	1	△	△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	2	△	△	○		△		△	△	△		△	△	△		△		△	△	△
	3	△	△		○	△				△			△	△		△		△	△	△
	4	△	△		○	△							△	△		△		△		△
	5	△			○	△							△	△		△		△		
	6	△			○	△					△	△		△		△				
内 部	1		△	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		
	3		△		○	△	△		△		△	△	△	△		△	△	△		
	4		△		○						△	△	△	△		△				
知 的 障 害	A		△	○		△	△	△	△	△	△	△					△	△		
	B		△		○	△	△		△		△	△					△			
精 神	1			○		△	△	△	△	△	△	△		△		△	△	△		
	2				○		△		△		△	△		△		△		△		
	3				○		△		△		△	△		△		△		△		

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21
認定件数	339	101	142	334
審査会開催回数	26/年	14/年	14/年	20/年

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度		17	18	19	20	21				
ホームヘルプ	身体	利用回数 (延)	31,144	/	/	/				
		事業費 (千円)	125,340							
	知的	利用回数 (延)	3,109							
		事業費 (千円)	11,193							
	児童	利用回数 (延)	2,973							
		事業費 (千円)	16,407							
	精神	利用回数 (延)	1,170							
		事業費 (千円)	3,229							
	計	利用回数 (延)	38,396				(延時間) 45,441	(延時間) 37,421	(延時間) 45,476	(延時間) 49,871
		事業費 (千円)	156,169				119,156	114,717	127,418	155,086
短期入所	身体	利用日数 (延)	41	/	/	/				
		事業費 (千円)	354							
	知的	利用日数 (延)	1,125							
		事業費 (千円)	7,774							
	児童	利用日数 (延)	221							
		事業費 (千円)	2,082							
	計	利用日数 (延)	1,387				(延時間) 1,496	(延日数) 696	(延日数) 644	(延日数) 425

		事業費 (千円)	10,210	7,328	5,461	4,443	3,553
重度訪問介護		利用時間 (延)	-	325	1,969	2,323	3,701
		事業費 (千円)	-	531	3,016	4,152	6,808
児童デイサービス		利用回数 (延)	1,417	1,144	1,926	1,422	1,205
		事業費 (千円)	8,446	7,303	6,205	6,343	8,603
療養介護		利用人数 (延)	-	10	30	36	57
		事業費 (千円)	-	1,745	6,246	7,762	13,774
療養介護医療		利用人数 (延)	-	10	30	36	57
		事業費 (千円)	-	2,984	2,151	2,222	4,662
生活介護		利用回数 (延)	-	2,334	7,374	12,533	20,260
		事業費 (千円)	-	8,444	46,788	91,412	174,145
施設入所支援		利用人数 (延)	-	110	269	388	661
		事業費 (千円)	-	1,840	16,010	23,567	52,634
ケアホーム		利用人数 (延)	-	57	53	98	169
		事業費 (千円)	-	7,465	4,611	7,570	15,124
旧法施設支援		利用人数 (延)	-	3,580	3,637	3,851	3,314
		事業費 (千円)	-	327,673	782,895	765,535	682,483

※ 平成15年度から17年度までは支援費制度（相互利用分を含む）

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

※ ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績（平成18年9月まで）

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実績>

区分		年度					
		17	18	19	20	21	
自立訓練	利用回数 (延)	-	38	424	434	960	
	事業費 (千円)	-	243	2,998	1,964	5,594	
就労移行支援	利用回数 (延)	-	623	3,030	3,554	5,473	
	事業費 (千円)	-	2,334	20,946	27,411	44,982	
就労継続支援	利用回数 (延)	-	1,199	7,744	8,569	16,723	
	事業費 (千円)	-	2,605	31,597	43,411	110,702	
グループホーム	知的障害者	利用人数 (延)	164	-	-	-	-
		事業費 (千円)	12,545	-	-	-	-
	精神障害者	利用人数 (延)	171	-	-	-	-
		事業費 (千円)	11,952	-	-	-	-
	計	利用人数 (延)	335	339	249	269	225
		事業費 (千円)	24,497	15,317	12,952	12,596	12,336

※ 平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

種別		決定数 (人)	利用施設数
新法	施設入所支援	65	17 施設
	ケアホーム	19	14 施設
	グループホーム	25	12 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	4	4 施設
	身体障害者入所授産施設	5	3 施設
	身体障害者入所療護施設	23	9 施設
	知的障害者入所更生施設	129	22 施設
	知的障害者入所授産施設	44	6 施設
	知的障害者通勤寮	10	2 施設
合計		324	89 施設

(5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

<実績>

区分		年度				
		17	18	19	20	21
補聴器	交付件数	51	43	41	51	37
	修理件数	32	14	16	13	15
	金額(千円)	3,364	2,708	2,557	3,326	2,128
義肢	交付件数	6	11	11	5	16
	修理件数	14	16	15	14	14
	金額(千円)	3,341	4,845	5,064	2,852	6,236
車椅子	交付件数	29	28	26	21	22
	修理件数	35	45	72	58	42
	金額(千円)	5,502	5,939	6,203	5,419	4,302
装具	交付件数	61	29	52	43	34
	修理件数	10	19	15	16	7
	金額(千円)	4,719	2,186	3,175	3,383	2,368
安全杖	交付件数	26	17	21	16	17
	修理件数	0	0	1	0	0
	金額(千円)	93	61	83	63	70
その他	交付件数	1,197	621	20	164	23
	修理件数	22	29	6	13	37
	金額(千円)	29,200	15,014	2,081	2,588	4,859

計	交付件数	1,370	749	171	300	149
	修理件数	113	123	125	114	115
	金額(千円)	46,309	30,753	19,163	17,631	19,963

※ 平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・尿管器が補装具から日常生活用具へ移行

(6)更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実績>

区分		年度	17	18	19	20	21
じん臓	件数		2,730	2,385	2,929	3,221	3,489
	金額(千円)		22,718	21,435	201,356	236,614	216,550
心臓	件数		309	427	220	119	159
	金額(千円)		32,471	37,563	44,704	19,575	21,592
その他	件数		54	62	27	27	89
	金額(千円)		7,572	4,236	4,389	3,083	6,580
計	件数		3,093	2,874	3,176	3,357	3,737
	金額(千円)		62,761	63,234	250,449	259,272	244,722

(7)相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

<実績>

区分	年度	18	19	20	21
利用件数(延数)		4,967	17,492	17,361	11,278
事業費(千円)		13,450	25,000	23,750	21,375
事業所数		4	4	4	4

※ 平成18年10月から実施。

(8) 移動支援事業

① 移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用時間	4,689	12,455	15,081	19,127
事業費(千円)	9,352	28,106	31,356	42,070

※ 平成18年10月から実施

② 身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用時間	410	393	368	312
事業費(千円)	533	511	478	406

(9) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20	21
延派遣回数	5	8	11	24
事業費(千円)	491	120	129	105

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	18	19	20	21
延派遣回数	115	193	173	121
事業費 (千円)	63	855	806	359

手話通訳者配置事業

区分 \ 年度	18	19	20	21
延配置時間	148	311	298	1085.5
事業費 (千円)	267	559	536	1,092

※ 平成18年10月から実施 同年9月までは社会参加促進事業で実施

(10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分(市10/10), 機能強化事業分(国1/2, 県1/2市,1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績 I型>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用回数 (延登録者数)	2,798	5,871	13,841	17,757
事業費 (千円)	10,400	20,800	20,800	18,720
事業所数	2	2	2	2

※ 平成18年10月から実施。

<実績 III型>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用回数 (延登録者数)	510	4,101	4,532	4,840
事業費 (千円)	2,950	23,600	23,600	17,700
事業所数	1	4	4	3

※ 平成18年10月から実施。

(11) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者(児)等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
特殊寝台	4	1	1	5	2
盲人用時計	5	6	9	7	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	7	7	5	3	1
入浴補助用具	9	8	7	5	5
聴覚障害者用屋内信号装置	2	3	2	2	3
聴覚障害者用通信装置	3	6	6	2	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	-	1,146	2,365	2,480	2,495
その他	41	50	52	50	37
合計	71	1,227	2,447	2,554	2,551

※ 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成15年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用回数	513	4,738	6,099	5,924
事業費(千円)	1,447	11,581	14,769	14,394

※ 平成18年10月から実施

(13) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実績>

区分 \ 年度	18	19	20	21
延利用回数	9	43	46	55
事業費(千円)	268	1,280	1,369	1,638

※ 平成19年1月から実施

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

事業名	年度				
	17	18	19	20	21
点訳奉仕員養成事業	145	175	202	121	160
朗読奉仕員養成事業	92	126	130	99	145
要約筆記奉仕員養成事業	236	980	871	637	699
手話奉仕員養成事業	289	501	473	516	493
要約筆記奉仕員派遣事業	140	60	-	-	-
手話奉仕員派遣事業	1,132	515	-	-	-
手話通訳配置事業	536	280	-	-	-
点字・声の広報等発行事業	503	507	507	507	508
自動車運転免許取得・改造助成事業	545	575	404	200	399
生活訓練事業	790	780	567	567	510
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	348	417	400	400	360
福祉機器リサイクル事業	35	29	8	29	0
入院時生活支援事業	-	-	-	22	86
合計 (千円)	4,882	4,951	3,562	3,098	3,360

※ 平成18年10月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

区分	年度				
	17	18	19	20	21
利用件数 (延数)	167	159	233	351	327
業費 (千円)	1,587	1,454	2,054	3,088	2,862

(16)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

年度	17	18	19	20	21
区分					
利用件数(延人数)	299	218	145	113	76
事業費(千円)	1,120	827	551	389	219

(17)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度	17	18	19	20	21
区分					
相談延べ件数	67	67	56	23	36

(18)配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

<実績>

年度	17	18	19	20	21
区分					
1日平均利用件数(人)	7	4	5	5	6
実施日数(日)	245	245	218	242	242
延べ配食数	1,704	924	848	936	920
事業費(千円)	375	139	128	141	138

(19)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部(基本料金)を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
交付人員	414	442	373	363	347
交付延枚数	9,474	9,886	8,696	6,372	3,993
利用延枚数	7,691	7,974	7,059	5,205	3,288
事業費(千円)	4,300	4,459	4,023	3,277	2,035

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 ② 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 ③ 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	①②県 10/10 ③市 10/10

<目的・事業概要>

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成 21 年 6 月～平成 24 年 5 月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	内田 勝巳	52-3429		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		
	木上 秀夫	58-0801		
	幸田 義勝	57-8002		
	堺 盛芳	58-3082		
	野母 晋平	52-4418		
	蓮尾 元紀		51-3931	
	松尾 サダ子	56-1642		
	矢加部 逸雄	57-2348		H20.6～
	長井 直子	52-8655		H21.6～
	有松 由里子	54-7212		
	古庄 和秀	52-8164		
市	有松 由里子	54-7212		
	本田 昭子		43-3077	
	古庄 和秀	52-8164		
	塩塚 喜一	55-2927		

<知的障害者相談員名簿>

(任期 平成 20 年 10 月～平成 23 年 9 月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(21) 在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

年度	16	17	18	19	20	21
区分						
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	120	120	120

(22) 大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

※ 平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

<利用状況>

年度	17	18	19	20	21	
区分						
開館日数(日)	294	295	292	293	293	
利用者	障害者(人)	15,760	17,678	16,424	15,653	13,675
	その他(人)	36,828	39,619	36,307	40,252	36,891
	計(人)	52,588	57,297	52,731	55,905	50,566
障害者利用率(%)	30.0	30.9	31.1	27.9	27.0	

※ 利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23) 心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度(障害者(児))を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度)の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
加入世帯数(延)	287	253	233	216	240
扶助世帯数(延)	71	62	62	60	65
扶助料(千円)	351	225	214	275	288

(24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有するもの
- ・ 小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・ 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

<実績>

区分 \ 年度		16	17	18	19	20
国保	対象者	2,907	3,076	3,122	3,061	871
	件数	70,269	71,494	75,536	75,848	20,425
	金額(千円)	508,293	524,351	512,021	441,404	163,155
後期	対象者					2,456
	件数					63,164
	金額(千円)					290,073
社保	対象者	719	725	757	744	370
	件数	15,286	15,720	16,372	19,488	8,418
	金額(千円)	129,776	120,586	125,022	144,548	67,795
計	対象者	3,626	3,801	3,879	3,805	3,697
	件数	85,555	87,214	91,908	95,336	92,007
	金額(千円)	638,069	644,937	637,043	585,952	521,023

(25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

<実績>

区分		年度				
		17	18	19	20	21
支給 人員	特別障害者手当	1,543	1,492	1,449	1,451	1,366
	障害児福祉手当	715	727	653	620	644
	福祉手当（経過措置分）	527	477	393	349	311
	計	2,785	2,696	2,495	2,420	2,321
支給額（千円）		58,842	56,792	53,354	52,298	49,850

※ 人員は延人員

(26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

（手当支給停止者を除く。平成22年3月31日現在）

年度	17	18	19	20	21
支給人員	136	133	118	124	123

※ 特別児童扶養手当（旧法昭和46年4月1日以前認定分）は、国100%負担

3 精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

<実績>

① 精神保健相談の状況 (単位：件)

年度		精神保健相談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57

	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77

② 精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
17	男	37	165	-	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28

③心の健康相談

(単位：件)

年度 区分	17	18	19	20	21
相談延人員	28 (5)	26 (2)	25 (2)	31 (2)	25 (4)

※ () 内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市10/10

1) 精神保健福祉講演会

「思春期の子どもとどう向き合うか」をテーマに講演会を実施。

【参加者数】 60人

2) 精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を3回シリーズで実施。

【参加者数】 63人

3) 自殺対策緊急強化事業

①普及啓発事業

「ストレス社会を生き抜く」をテーマに講演会を実施。

【参加者数】 70人

「眠れていますか？」をテーマに5地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】 190人

②対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 5件 （実施期間：H21.11～H22.3）

(3)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者支援協議会を設置している。協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

